

氏名（本籍地）	橋本 純次
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	学術（情）博 第265号
学位授与年月日	平成31年 3月 27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科，専攻	東北大学大学院情報科学研究科（博士課程）人間社会情報科学専攻
学位論文題目	人口減少社会と視聴者の流動性を背景とした民放構造規制の展望
論文審査委員	（主査）教授 堀田 龍也 教授 徳川 直人 准教授 窪 俊一 講師 坂田 邦子 副部長 村上 聖一（NHK 放送文化研究所）

論文内容の要旨

第1章 研究の背景と目的

第1章は、議論の前提として、先行研究の分析により本研究の位置づけを明らかにするとともに、人口減少が放送に与える影響と、本論文で扱う論点について整理した。

本研究の目的は、人口減少および視聴者の流動化という社会状況において、民放地方テレビ局（以下、地方局）の持続可能性を担保しうる民放構造規制のあり方について、制度・送り手・受け手という三者の視点から、一体的に検証することにある。

多くの先行研究は、従来の民放構造規制についてその限界を指摘しているが、放送に関わる諸要素を網羅的に論じていないこと、事業者の「内的」検証が欠けていること、現代における地方局と視聴者の関係を前提としていないことといった点において不十分である。そこで本研究では、第2章における東北地方の事業者に対するアンケート調査、第3章における全国の事業者に対するアンケート調査、第4章における移動経験をもつ視聴者に対するインデプスインタビュー調査という三種類の調査を基礎として、実効的な民放構造規制のあり方について論じる。

第2章 人口減少社会における放送制度

第2章は、人口減少社会において民放構造規制がほぼ全国一律で定められていることへの疑問から、東北地方に所在する22の地方局を対象に、実情に関するアンケート調査を実施した。それにより、制度と現状の間にミスマッチが確認され、それを根拠として、従来の民放構造規制が不十分である可能性を示した。また、マスメディア集中排除原則の趣旨について、「地域性の確保」が「多元性・多様性の確保」と別次元の概念であり、「各事業者の経営判断のもとで実施される、放送を中心とした業務により、各地域の発展に資する地上基幹放送局が確保されること」と解すべきことを指摘した。さらに、同調査から、地方局が「地域密着」を実現するために極めて高い意識を有していることが明らかになったが、一方で、そのために実施する業務が各事業者で似通っていることも確認された。

各事業者が県域において似通った業務を行うということは、すなわち、県域においてそれぞれの「地域性」が発揮されていないことを意味する。そうだとすると、その原因を把握し、解決しない限り、

有効な民放構造規制は実現し得ないことになる。

また、地方局のなかには、県域外部への情報発信を積極的に行おうとする動きもみられた。しかしながら、その効果は必ずしも明らかではなく、それを制度的に支援しようとする動きも見られない。特に、現代の視聴者においては、大都市への移動およびインターネットの利用が常態化しており、そのなかで地方局がどのように受容されているかを検証し、現代社会において地方局の果たすべき役割を明らかにすることは、実効的な制度を設計するために必要不可欠である。

以上を踏まえて、第3章では、地方局が「地域密着」のための業務を行う際に直面する課題について、さらに第4章では、移動と地方メディアの利用について、その関係性を検証する。

第3章 地方局における「地域密着」業務の現状と課題

第3章は、地方局が「地域密着」のために行う業務について、それを実施する際に直面する課題について、社会学的新制度論に属する「制度的同型化」の視点と、全国99の地方局に対するアンケート調査から検証し、以下の事柄を明らかにした。

すなわち、制度的同型化および戦略性の観点から、地方局には、その所在する県域において独自性を獲得するためのインセンティブが働く。また、地方局には、「地域密着」に関する共通認識が存在し、そのための業務を各局が実際に行おうともしている。しかしながら、規模の大きくない地方局では、住民ニーズや、受容様式の把握について、その限界を認識しながらも、従来型の手法に頼らざるを得ない現状がある。そのため、地方局が経営判断をする際に前提となる、県域における独自性の自己評価が困難となっている。従って、地方局において第二の戦略性の発動が制限され、制度的同型化が惹起されている。

また、本調査は、地域ブロックごとの地理的・社会的特性というよりはむしろ、基幹局とそれ以外の地方局において、すなわち、所在する県域の大きさや、事業者の経営規模に応じて、回答の傾向に差異がみられたことを根拠として、ほぼ全国一律で規定される現行放送制度が不十分であることを指摘した。したがって、人口減少社会における地方局の持続可能性が担保されるためには、現行制度に加えて、地域ブロックにおける基幹局を中心とした経営再編を可能にする施策や、地方局による住民ニーズの把握や正確な自己評価・経営判断を可能にすることで、それに基づいた経営判断の可能性を担保し、そうした判断を前提として新たな施策を打ち出すという循環構造の構築といった、重層的な民放構造規制の整備が求められる。

地方局にとって、県域住民のニーズ・受容様式を把握することは喫緊の課題であるが、同時に、県域から移動した視聴者の実情にも目を向ける必要がある。なぜならば、大都市圏への人口移動は、教育や就業のためになされる場合が多く、これはすなわち、地方局が若年層を中心に、視聴者を失い続けることを意味するためである。地方局の長期的な持続可能性を担保するためには、こうした状況をも考慮に入れて、民放構造規制のあり方を検討する必要がある。これについては、第4章で論じる。

第4章 視聴者の流動化と地方メディア利用の関係

第4章は、リキッド・モダニティとモビリティ・スタディーズの理論を出発点に、20名に対するインデプスインタビュー調査と、M-GTAによる結果の分析により、地方から大都市への人口の流動化状況における、移動と地方メディア利用の関係性について調査した。

本調査により、地方局が必ずしも言論報道機関としての役割だけを期待されているわけではなく、むしろ地方局の視聴者は、自らに近い、親しみのある、実際の行動に繋がる情報を求める傾向にあり、

その情報が、自身との距離の近い地方局をはじめとする地方メディアとの間に「需給のループ」を生んでいる場合、地方局に対する感覚が内在化され、大都市への移動後にも、地方に関する情報を得ようとするのが示された。一方で、地方メディアとの間で需給の乖離を経験し、あるいは放送対象地域内で情報の格差を認識している場合は、そういった感覚は内在化されず、移動後に地方情報へのアクセスは行われないことになる。

但し、大都市に移動した視聴者が地方情報の取得を試みる際は、それらを全国放送やインターネット上で偶然目にする以外には、メディア環境の自己形成など、視聴者側の工夫が求められることになる。これは、地方メディアが人的・経済的に逼迫するなかで、情報取得の困難を解消することや、拒否感を抱かれる SNS 以外での情報発信に手が回っていないことに帰因する。このことは、第3章で得られた結果とも矛盾しない。

以上を前提とすると、視聴者が流動化するなかで、地方局には二つの果たすべき役割が考えられる。第一に、地方局は、県域内の視聴者に対するリーチを強化する、すなわち、需給の乖離を自覚し、平時の番組・事業のなかで、それを可能な限り解消する必要がある。

第二に、移動後の視聴者、すなわち、地方局との距離感を内在化した、移動後の視聴者に対する業務を検討すべきである。県域内の視聴者と「情報の需給に関するループ」を共有することは、将来にわたって県域外に移動する視聴者に対するリーチを失わない効果が得られ、結果として、それを収益に繋げることも可能になる。このことは、それまで県域に関係のなかった視聴者に対しても訴求が可能になるという、副次的な効果を生むことも考えられる。こうした、平時の業務を強化することと、社会の流動化に対応するための業務を行うことの両輪により、地方局の長期的な持続可能性が担保されることになるのであり、そうした動きを促進しうる民放構造規制が求められることになる。

第5章 民放構造規制の展望

第5章は、本研究の結論として、本研究の学術的意義を示し、各調査で明らかになった知見と政策的含意を整理するとともに、それを基礎として、三種類の方向性において、具体的な政策を提言した。

第一に、「地域の実情に応じうる制度」として、マスメディア集中排除原則における支配基準の緩和と、基幹局が中心となって地方における事業者の組織再編を実現する「基幹局 HD 制度」を提言した。第二に、「地方局による情報収集力を強化する制度」として、地方局が県域において住民ニーズを調査する際に、金銭的・人的支援を行う方法、あるいは、「通信・放送産業動態調査」のように、放送に関して従来から行われている調査を、よりミクロに行い、規模の小さい地方局に対しても利用可能なデータを提供すべきことを示した。第三に、「地方局の制作力・発信力を強化する制度」として、地方局におけるソフト・ハード分離に対して、インセンティブを付与すること、基幹放送普及計画を改正すること、および「地方局における CSR 促進モデル事業」のような形で、地方局同士の連携促進を目的とした制度の必要性を指摘した。

本稿の限界として、第2章および第3章で実施した、地方局に対するアンケート調査の回答率が必ずしも高くないことが挙げられる。この点については今後の調査で解消するとともに、独立U局・広域局の現状との比較調査も実施すべきと考えられる。

第3章においては、地方局が業務を行う前段階で抱える課題について明らかにすることができた一方で、地方局従業員をめぐる権力関係など、同型化に関して重要な要素と考えられる部分については検討することができなかった。さらに、地方局の提供するコンテンツ自体の同型化態様については、内容分析などの方法により検証される必要がある。

また、第4章における調査対象者が、インターネットの普及を後天的に経験した者たちである点に留意せねばならない。すなわち、現在の小・中学生など、はじめから多様なメディア環境に置かれ、SNS への拒否感などを抱かない、いわばインターネット・ネイティブ世代にとって、地方局を含む地方メディアがどのような機能を有するのか、今後検討されねばならない。